

国選弁護報酬・費用の税務上の取扱いについて

■ ポイント

内税方式

報酬基準において定められている金額は、消費税を含む内税方式で表示されています。

源泉徴収

1. 国選弁護人に支払われる報酬・費用は、全体として源泉徴収の対象として取り扱われ、源泉徴収分（10%）が控除された金額が送金されます。
2. この結果、確定した報酬及び費用の合計額（ α ）に対し、源泉徴収による控除金額（ β ）は、以下の算式によって導かれます。

$$\beta = [\alpha - \{\alpha \times \text{消費税率} / (\text{消費税率} + 1)\}] \times 0.1$$

3. 源泉徴収による控除は、所得税の納付とみなされますので、納付すべき税額が控除金額を上回る場合には、実際に納付すべき税額が控除金額分だけ少なくなることとなりますし、逆に下回る場合には、差額について還付を受けることとなります（源泉徴収については、税当局との間で清算がなされますので、通訳人との間で、既に支払った金額の一部返還など、通常に通訳人費用の支払い以外の金銭のやりとりをする必要性が発生する、ということはありません）。

■ 解 説

第1 源泉徴収について

(1) 弁護士報酬に関する源泉徴収

弁護士の業務に関する報酬又は料金は、所得税法204.1により、源泉徴収の対象とされています^(*)。

そして、この「報酬又は料金」については、「たとえ謝礼、賞金、研究費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用される」こととされています（基本通達204-2）。

これに対し、依頼者が、弁護士業務に伴う旅行、宿泊等の費用を負担する場合で、その費用を依頼者が弁護士に支払うのではなく、交通機関等に直接支払う場合には、源泉徴収をしなくてもよいものとされています（基本通達204-4）。これは、逆の場合、つまり、依頼者が弁護士に費用を支払う場合には、それが旅行、宿泊等に伴って弁護士が支払った費用を補填するものであったとしても、原則どおり、源泉徴収の対象とされることを意味しています。

※ 法律扶助協会による民事法律扶助業務や自主事業、弁護士会が行っている当番弁護士制度においては、協会や弁護士会は、源泉徴収をすることなく弁護士への報酬・費用を支払っている場合もありますし、法テラスが行っている民事法律扶助業務においても、源泉徴収は行っていません。これは、国選弁護業務における支払いが、報酬の支払義務者としての支払いであるのに対し、民事法律扶助業務等における支払いが、本来の報酬支払義務者としての支払いではなく、報酬支払義務者である依頼者に代わって支払うもの（立替払い）であることから源泉徴収義務を負わないとの解釈に基づいています。

(2) 国選弁護人に対する報酬・費用について

国選弁護人に対する報酬・費用の取扱いも、上記の弁護士報酬一般の取扱いと同様であり、名義のいかんを問わず、源泉徴収の対象になります。

(3) 通訳人費用について

国選弁護人に対する費用のうち、通訳人費用についてみると、通訳人の選定は弁護活動の一環をなすものであることから、センターが通訳人と契約して通訳を依頼するのではなく、国選弁護人において通訳人と契約し、通訳を依頼することが前提とされています。このため、具体的な支払いの流れとしては、国選弁護人がこの契約関係にしたがって通訳人に費用を支払い、センターが国選弁護人に対して、その費用分を支払う、ということになります。

このような流れに、源泉徴収に関する上記の考え方をあてはめると、通訳人費用

は、センターが通訳人に直接支払うのではなく、国選弁護人に支払うこととなるため、原則どおり、源泉徴収の対象になる、という結論（税務当局の結論）に至ることになります。

なお、これまでの裁判所における取扱いにおいても、国選弁護報酬に通訳人費用を上乗せして支払う場合には、通訳人費用分を含む報酬の全額について源泉徴収が行われていました。

第2 源泉徴収された控除金額の取扱い

以下においては、具体的な事例に基づいて、源泉徴収された控除金額が、納税申告においてどのように取り扱われるか、その計算例を説明します。

(事例)

国選弁護報酬・費用として、	
① 報酬	7万円
② 通訳人費用	3万円
が算定された場合 (計算の便宜のため、消費税は無視します)	

(源泉徴収された場合の計算例)

(1) 控除金額	$(①+②) \times 0.1 = 1 \text{万円}$						
(2) 国選弁護人への手渡額	$(①+②) - 1 \text{万円} = 9 \text{万円}$						
(3) 通訳人への支払後に手元に残る金額	$9 \text{万円} - 3 \text{万円} = 6 \text{万円 (A)}$						
(4) 納税申告	<table style="margin: auto;"> <tr> <td>収入</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>7万円</td> </tr> </table>	収入	10万円	費用	3万円	所得	7万円
収入	10万円						
費用	3万円						
所得	7万円						
(5) 納付すべき所得税額	<p>① 所得税額 (税率を20%と仮定) 納付すべき所得税額 $= 7 \text{万円} \times 0.2$ $= 1.4 \text{万円}$</p> <p>② 源泉徴収分の控除 実際に納付すべき金額 $= 1.4 \text{万円} - 1 \text{万円 (源泉徴収分)}$ $= 0.4 \text{万円 (B)}$</p>						
(6) 納税後に手元に残る金額	$6 \text{万円 (A)} - 0.4 \text{万円 (B)} = 5.6 \text{万円 (C)}$						

第3 通訳人費用が源泉徴収の対象から除外された場合の計算例

納税後に手元に残る金額（上記Cの金額）は、通訳人費用が源泉徴収の対象から

除外された場合でも変わりませんので、以下においては、その場合の計算例を示します。

(1) 控除金額	$① \times 0.1 = 0.7 \text{万円}$						
(2) 国選弁護人への手渡額	$(① + ②) - 0.7 \text{万円} = 9.3 \text{万円}$						
(3) 通訳人への支払後に手元に残る金額	$9.3 \text{万円} - 3 \text{万円} = 6.3 \text{万円 (A)}$						
(4) 納税申告	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">収入</td> <td style="text-align: right;">7万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">費用</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">所得</td> <td style="text-align: right;">7万円</td> </tr> </table>	収入	7万円	費用	0円	所得	7万円
収入	7万円						
費用	0円						
所得	7万円						
(5) 納付すべき所得税額	<p>① 所得税額 (税率を20%と仮定) 納付すべき所得税額 $= 7 \text{万円} \times 0.2$ $= 1.4 \text{万円}$</p> <p>② 源泉徴収分の控除 実際に納付すべき金額 $= 1.4 \text{万円} - 0.7 \text{万円 (源泉徴収分)}$ $= 0.7 \text{万円 (B)}$</p>						
(6) 納税後に手元に残る金額	$6.3 \text{万円 (A)} - 0.7 \text{万円 (B)} = 5.6 \text{万円 (C)}$						

第4 裁判所から支給される報酬等との取扱いの異同

以上は所得税に関する算定例であり、消費税については別途申告・納税すべきこととなりますので、源泉徴収に関する取扱いの差異によって消費税の納税額が変わってくるという関係にはありません。

裁判所では、国選弁護人に対する支給全体を源泉徴収の対象とする取扱いを原則としつつ、交通費及び宿泊料については、例外的に、交通費であれば乗車券、航空券等の写し等の提出により、宿泊料であれば宿泊施設の領収証の写し等の提出により、費用相当額の確認ができる場合には、源泉徴収の対象としない取扱いをしていました。これは、「その費用を依頼者が弁護士に支払うのではなく、交通機関等に直接支払う場合には、源泉徴収をしなくてもよい」とする前記基本通達（基本通達204-4）を踏まえつつ、裁判所が法規に基づいて算定・支給するものであれば、支給名義の濫用により収入の捕捉が困難となる可能性はないと認められたことから、このような取扱いが行われているものと伺っています。

また、謄写料についても、領収証等が提出されている場合には、報酬支給決定書の内訳欄に謄写料相当分として明記した上で、源泉徴収の対象としない取扱いをしていましたが、これも交通費等と同様の事情・経緯に基づくものと伺っています。

法テラスからの支払いについては、現時点においては、裁判所からの支給と同じ

取扱いを税務当局に認めていただくには至っていないため、これらについても源泉徴収の対象とする取扱いを行っています。

第5 税制改正(H19.7.1)に伴う通訳人費用の取扱いについて

従来、国選弁護人から通訳人に対して支払う報酬は源泉徴収の対象とされていませんでしたので、国選弁護人において源泉徴収を行う必要はありませんでしたが、平成19年度の税制改正により、平成19年7月1日以後に支払うべき通訳に係る報酬・料金については、源泉徴収の対象範囲に追加されることとなりました(改正のあらましについては、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご参照ください)。ただし、給与の支払者でない個人や常時2人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う個人が支払う通訳に係る報酬・料金については、源泉徴収を行う必要はないとされております。

源泉徴収を行う必要があるかにつきましては、税務署等担当機関へお問い合わせください。

なお、上記の税制改正後も、センターが国選弁護人に支払う報酬等につきましては、前述のとおり、通訳人費用を含むすべての費目について源泉徴収の対象となる取扱いに変更はありません。

【通訳人費用の取扱いのみを図示した場合】

(事例) 通訳人からの請求金額→3万円	
(1) 法テラス→国選弁護人	(2) 国選弁護人→通訳人
国選弁護人への支給額 2万7000円	① 源泉徴収を行う場合 通訳人への支払い 2万7000円
源泉徴収(弁護人分) 3000円	源泉徴収(通訳人分) 3000円
国選弁護人の収入 3万0000円	支出合計 3万0000円
② 源泉徴収を行わない場合 通訳人への支払い 3万0000円	
国選弁護人の収入 3万円－3万円＝0	
※ 通訳人に対して支払いを行った後は、国選弁護人の収入は0となりますので、確定申告の際に、すでに収めている源泉徴収(弁護人分)3000円を還付請求していただくことになります。	

以上